

大野市監査告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成30年2月21日

大野市監査委員 本田 章

大野市監査委員 砂子 三郎

## 第1 監査概要

### 1 監査期間

平成29年6月23日から平成29年7月6日まで

平成29年10月3日から平成29年10月4日まで（出先機関）

### 2 監査の対象

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの所管業務全般

企画総務部、民生環境部、産経建設部、和泉支所、会計課

議会事務局、行政委員会事務局、教育委員会事務局、消防本部

和泉小学校、和泉中学校、陽明中学校、和泉保育園

和泉公民館、五箇公民館、小山公民館

### 3 監査方法

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成28年度の予算及び事務事業の執行が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか、収入の確保が適正に行われているか、支出は経済的、効果的に行われているか、違法、不当な会計処理がなされていないかなどのほか、公有財産、物品、その他の取得、管理、処分及び契約、検収事務が適正か、補助金の効果は十分に発揮されているかなどを主眼として、監査調書及び関係書類の提出を求めて、補助職員に事前監査を執行させたところである。

本監査は、各部局の部局長及び担当課長らの出席を求め、事業の執行状況と提出された資料の説明等を聴取し、関係帳簿等の監査を行った。

## 第2 監査結果

財務事務処理については、提出資料、証拠書類において計数は符合し、適正に処理されていると認められた。また、所管する事務事業の推進にあたっては、全般的に効果的な執行と管理が行われ、概ね所期の成果を挙げているものと認められた。

なお、監査の結果は共通事項並びに個別事項に述べるとおりであるが、監査過程において見受けられた事務処理上の軽易な誤りや不備な点については、その都度、改善、検討を指摘したので記述を省略したが、今後の事務処理に十分留意されるよう要望する。

この監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その措置内容を監査委員に通知しなければならないので対応されたい。

### 1 共通事項

以下のとおりであるが、法令等を再度確認し、適正な事務処理に努められたい。

- 基本的な事務処理の誤りが見受けられるので、文書事務、会計事務等の基本的事項を各職場で再確認するとともに、職員相互のチェック機能を高め、適正な事務執行に努められたい。

- 補助金並びに交付金においては、使途や成果の検証を行い「補助対象として適切か、今後も事業を継続する必要があるのか」十分検討し、次年度予算に反映するよう留意されたい。
- 公金は会計規則に則り取扱い、各課においては公金取扱マニュアルを整備する等具体的な事務手順について確認し、引き続き不正防止のため職員間で相互チェックをするよう心がけられたい。
- 見積書や納品書、請求書等の宛先については、大野市長宛と所属課名宛とが混在している。宛先はすべて「大野市長」とし、業者が区分するうえで必要がある場合には、「大野市長(〇〇〇〇)」と所属課名等をカッコ書きで記入するように周知徹底を図られたい。
- 物品の購入に際しては、オープンカウンター制度を活用するよう努められたい。
- 備品については、1年に複数回、担当者が備品の状況を点検し、台帳と照合、その結果を記録し所属長の承認を受け、備品台帳に保存し、年度末に備品の状況について報告することになったため、対応されるよう努められたい。

●本庁分

- 指定管理者制度を導入している業務については、担当課においても管理状況を十分確認するよう努められたい。
- 昨年度よりは減少したものの契約期間が終了していないにもかかわらず支出している事例や、戻入が生じている事例が見受けられる。支出の時期や方法については十分検討し、実績や実情に合わせ分割払により支出し、最終支払で期間全体の実績に見合った支出額とすることにより、前金払や戻入に伴うリスクを回避することが望ましい。また、業務内容によっては契約期間の短縮を図ることが適切である。
- 毎年継続して実施する委託業務においては、可能であれば長期継続契約に転換することによりコストダウンを図るとともに、業務不履行のリスクに備え、支出方法は分割払や精算払とするよう取り組まれたい。
- 施設の安全管理を問題とされるリスクに備え、出先機関を指導する担当課においては消防用設備等点検・電気設備点検等の点検結果について確認し、指摘事項があれば早急に改善するよう努められたい。なお、改善された日付や報告内容・具体的対応等については、各施設において確実に記録を残すよう指導されたい。

●出先機関

- 施設管理者として、利用者の安全確保は重要な課題であり、不備があれば把握し、迅速に改善することが必要である。出先機関においては、担当課との連絡を密にし、設備と書類の両方において、万全な体制を整備するよう配慮されたい。

特に、消防用設備等点検・電気設備保守点検等については、点検結果により必要とされる改善がなされるまでに1年以上を要している事例が見受けられる。点検は予算作成前に実施するよう留意することで、経費を次年度予算で要求し、次年度の早い時期に指摘事項を改善する体制を整備されたい。

なお、消防用設備等点検結果報告書については、消防署受付印の押印のある「副本」を出先機関において保管することとし、主管課には「控え」と「副本の消防署受付印のあるペー

ジの写し」を保管するよう改善されたい。

また、消防用設備等点検における不備に関して、消防署より「改善結果報告(計画)書」の提出を指導された場合については、早急に報告書を提出することとし、控えを点検結果と一緒に綴るよう改善されたい。不備の内容が軽微なものとされ、「電話連絡による改善報告」を指示された場合においても、指摘事項が改善された日付や報告内容・具体的対応等を、確実に記録するよう改善されたい。

- 各施設における子どもの事故に関する完治の記録については、治療の必要性に応じて、医師の完治証明書または保護者の完治確認印等を残すよう、文書整備に万全を期すよう心がけられたい。

## 2 各課別特記事項

### ●議会事務局

- ・特記事項なし。

### ●政策局

- 結の故郷創生室

- ・特記事項なし。

### ●企画総務部

- 財政課

- ・特記事項なし。

- 総務課

- ・備品台帳については、管理の方法が定まったことから来年度に確認したい。

- 税務課

- ・各税の徴収率向上について、引き続き取り組まれたい。

- 防災防犯課

- ・特記事項なし。

- 国体推進課

- ・特記事項なし。

### ●民生環境部

- 市民生活課

- ・特記事項なし。

○福祉こども課

- ・各施設における子どもの事故に関する完治の記録については、引き続き確実に記録するよう指導されたい。

○健康長寿課

- ・介護保険料の収納率向上について、引き続き取り組まれない。
- ・委託業務について戻入している事例が見受けられた。支出方法に配慮し、実情に合わせて分割して支払う等、改善に取り組まれない。

○上下水道課

- ・使用料並びに負担金の収納率向上について、引き続き取り組まれない。

●産経建設部

○商工観光振興課

- ・委託業務について戻入している事例が見受けられた。支出方法に配慮し、実情に合わせて分割して支払う等、改善に取り組まれない。

○農業林業振興課

- ・特記事項なし。

○建設整備課

- ・特記事項なし。

○幹線道路課

- ・特記事項なし。

○建築営繕課

- ・市営住宅使用料の収納率向上について、引き続き取り組まれない。
- ・指定管理者制度による委託業務や他の委託業務についても戻入している事例が見受けられた。支出方法に配慮し、実情に合わせて分割して支払う等、改善に取り組まれない。

○用地対策課

- ・特記事項なし。

●和泉支所 住民振興課

- ・特記事項なし。

●会計課

- ・特記事項なし。

●教育委員会事務局

○教育総務課

- ・学校給食における安全性の確保に引き続き留意し、確実に検査等を実施するよう配慮されたい。
- ・配当先の備品の購入にはオープンカウンターを利用するよう指導されたい。

○生涯学習課

- ・委託事業については、業務内容について精査し、事業内容や成果を確認し次年度予算に反映させるよう配慮されたい。
- ・指定管理者制度による業務で管理経費に修繕費を含む協定によって支出する場合に最終支払の後で修繕費の不用分を戻入している事例が見受けられた。支出方法に配慮し、実情に合わせて分割して支払う等改善に取り組まれたい。

●消防本部

- ・特記事項なし。

●行政委員会事務局

- ・特記事項なし。

●出先機関

○和泉小学校

- ・備品台帳を整備し、年に2度の点検を行うこと。

○和泉中学校

- ・同じ施設内ではあるが備品台帳は小学校と中学校別々に管理するように。

○和泉公民館

- ・特記事項なし。

○和泉保育園

- ・消防用設備等点検結果をうけて不良とされた箇所については、その後の対応を確認されたい。

○五箇公民館

- ・花桃の時期の混雑により生じる住民の苦情を、市の担当課とともに改善できるよう取り組まれたい。
- ・消防用設備等点検結果報告書に関しては、改善結果を確実に書面で残すことが望ましい。

○小山公民館

- ・消防用設備等点検結果報告で指摘された事項については、生涯学習課と連携し、早急に対応する体制を整備されたい。

○陽明中学校

- ・生徒の事故に関する完治の記録については、治療の必要性に応じて、医師の完治証明書または保護者の完治確認印等を残すよう、文書整備に万全を期すよう心がけられたい。